

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 15 号】

改正	平成 17 年 12 月 7 日条例第 21 号	平成 18 年 3 月 28 日条例第 5 号
	平成 19 年 3 月 28 日条例第 4 号	平成 19 年 12 月 25 日条例第 10 号
	平成 21 年 5 月 26 日条例第 4 号	平成 21 年 11 月 30 日条例第 7 号
	平成 22 年 3 月 26 日条例第 2 号	平成 22 年 12 月 1 日条例第 5 号
	平成 23 年 12 月 1 日条例第 6 号	平成 25 年 2 月 26 日条例第 2 号
	平成 26 年 3 月 26 日条例第 3 号	平成 26 年 10 月 27 日条例第 7 号
	平成 26 年 12 月 1 日条例第 8 号	平成 27 年 3 月 27 日条例第 3 号
	平成 28 年 3 月 1 日条例第 1 号	平成 28 年 12 月 13 日条例第 9 号
	平成 29 年 12 月 15 日条例第 3 号	平成 30 年 12 月 14 日条例第 5 号
	令和元年 10 月 23 日条例第 5 号	令和元年 12 月 12 日条例第 6 号
	令和 2 年 3 月 30 日条例第 2 号	令和 2 年 11 月 30 日条例第 5 号
	令和 4 年 3 月 30 日条例第 2 号	令和 4 年 12 月 9 日条例第 9 号
	令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号	令和 5 年 12 月 4 日条例第 6 号
	令和 6 年 12 月 18 日条例第 5 号	令和 7 年 3 月 28 日条例第 6 号
	令和 7 年 12 月 16 日条例第 14 号	令和 8 年 3 月 30 日条例第 2 号

(給料)

第 1 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第 2 条 給料表は別表 1 のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に別表 2 のとおり分類する。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第 2 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料)

第 2 条の 3 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じ、管理者が別に定める号給に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（初任給等）

第 3 条 新たに職員となった者の給料月額は、次のとおりとする。

試験	初任給
大学卒業程度	1 級 29 号給
短大卒業程度	1 級 15 号給
高校卒業程度	1 級 7 号給

2 前項の規定により決定される号給を超える経験年数を有する者の給料月額については、前項の規定にかかわらず、上位の号給とすることができる。

3 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数は、次の経験年数換算に定めるところにより職務に在職した年数に換算することができる。

経 歴		換 算 率
国家公務員又は地方公務員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下

（昇格、昇給等の基準）

第 4 条 職員の昇給は、1 月 1 日を基準とし、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「2 号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 本条に定めるもののほか、職員の昇格、昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。

（昇格又は降格）

第 5 条 職員が次のいずれかに該当するときは、その者を昇格することができる。

(1) 職員の職務を第 2 条第 2 項の定める級別標準職務表の同一給料表の上位の職務の級の職務

に異動する場合

(2) 職員の職務を第2条第2項の定める級別標準職務表の同一の給料表の上位の職務の級の職に決定された場合

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する人事院規則9-8(初任給, 昇格, 昇給等の基準)別表第7(昇格時号俸対応表)を準用して定める号給とする。
- 3 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 4 昇給の時期は、1月1日とする。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。

- 2 職員の給与の支給日は、給与期間における15日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 3 前項ただし書の場合において、支給日が12日となるときは、同項の規定にかかわらず、支給日を16日とする。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、降格により給与額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職にある者に対し、その勤務の特殊性に基づき次項に定める額を支給する。

- 2 管理者手当を支給する場合の職及び手当の額は、次のとおりとする。

職	支給金額
事務局長	62,000 円
次長 課長 (6級の職に限る)	41,600 円

課長（5級の職に限る） 参事 課長代理	19,800円
---------------------------	---------

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主にその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 精神又は身体に重度の障害がある者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族である子のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第10条 削除

（地域手当）

第11条 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第13条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
- (2) 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは, 17,000 円) を 11,000 円に加算した額
(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は, 次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路 (以下, この条において「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下, この条において「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって, 交通機関等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自己の所有に属する自動車, 原動機付自転車, 自転車 (以下この条において「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用していなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって, 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し, かつ, 自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し, 又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって, 交通機関等を利用せず, かつ, 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である者を除く。)

2 通勤手当の額は, 次の各号に掲げる職員の区分に応じ, 当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき, 次項で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離 (通勤のため一般に利用できる最短の経路による距離をいう。) の区分に応じ, 支給単位期間につき, それぞれ右欄に定める額 (平均 1 月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない育児短時間勤務職員等, 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては, その額から, 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額)

自動車等の使用距離	金 額
片道 5 キロメートル未満	2,000 円
片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,300 円
片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,400 円
片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500 円
片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,600 円
片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,700 円

片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,800 円
片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,900 円
片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	29,100 円
片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,300 円
片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	35,500 円
片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	38,700 円
片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	42,200 円
片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	45,700 円
片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	49,200 円
片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	52,700 円
片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	56,200 円
片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満	59,600 円
片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満	63,000 円
片道 100 キロメートル以上	66,400 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額
- 3 前項に規定する運賃等相当額は、次の各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 当該回数乗車券等の通勤 21 回分（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては、平均 1 月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- 4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認める職員に限る。）の通勤手当の額は、第 2 項の規定にかかわらず、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当は支給単位期間につき、管理者が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第 8 項において「特別料金等相当額」という。）とする。
- 5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が次項で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その

料金を負担することを常例とするもの（第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあっては、その額に第1号に定める額を加算した額）以上である職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第7項で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 前項に規定する駐車場等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署及びその周辺又は所定の手続きにより決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が別に定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が別に定める施設でないこと。

(4) 前3号に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると管理者が認めるときは、前3号の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

7 第5項第1号の駐車場等に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第5項第1

号に定める額の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、第 2 項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として管理者が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。
- 10 通勤手当の支給は、職員に新たに第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当が支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、通勤届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 11 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 12 通勤手当を支給される職員について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には次項に定める額を返納させるものとする。
 - (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第 1 項の職員たる要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において地公法第 28 条第 2 項若しくは岡山県市町村総合事務組合職員の分限に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 11 号。以下「分限条例」という。）第 2 条の規定により休職とされ、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、地公法第 29 条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなる時
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 13 前項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円以下であつた場合、前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつて、当該事由に係る普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）又は新幹線鉄道等（同号の改定後に 1 箇月当たりの通勤手当算出

基礎額が 150,000 円を超えることとなるときは、当該職員の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該職員の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額 150,000 円を超えていた場合、150,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

14 前項第 1 号及び第 2 号で定める 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額とは、1 箇月当たりの運賃等相当額等（第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 箇月当たりの運賃等相当額等が同条第 2 項第 2 に定める額未満である職員を除く。）、第 13 条第 2 項第 2 号に定める額（第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額。）が同条第 2 項第 2 号に定める額以上である職員を除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額をいう。

15 職員に第 13 項に定める額を返納させる場合には翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

16 第 1 項の職員が、出張、休暇、欠勤により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

第 13 条の 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病又は次の各号で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（管理者が別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法で算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で次の各号に定める交通距離の区分に応じた額を加算した額）とする。

(1) 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満 8,000 円

(2) 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満 16,000 円

(3) 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満 24,000 円

(4) 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満 32,000 円

(5) 900 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満 40,000 円

(6) 1,000 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満 46,000 円

(7) 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満 52,000 円

(8) 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満 58,000 円

(9) 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満 64,000 円

(10) 2,500 キロメートル以上 70,000 円

3 前 2 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（時間外勤務手当）

第 14 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) その勤務が午後 5 時 15 分から午後 10 時までの間 100 分の 125（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間と超過勤務時間の合計が 7 時間 45 分に達しない場合、100 分の 100）

(2) その勤務が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間 100 分の 150（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間と超過勤務時間の合計が 7 時間 45 分に達しない場合、100 分の 125）

(3) 週休日であって、その勤務が午前 5 時から午後 10 時までの間 100 分の 135

(4) 週休日であって、その勤務が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間 100 分の 160

2 前項において「週休日」とは、勤務時間条例第 2 条第 2 項に規定する日曜日及び土曜日をいう。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務

時間条例第2条第2項及び第4項の規定による週休日における勤務のうち管理者が定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間条例第3条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分175)から第1項各号に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第15条 休日等に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に次の区分に応じた割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- (1) その勤務が午前5時から午後10時までの間 100分の135
- (2) その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間 100分の160

- 2 前項において「休日等」とは、勤務時間条例第3条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 第8条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき4,000円とする。ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(時間外勤務手当等の適用除外)

第17条 第14条及び第15条の規定は、第8条に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の給与支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(次項各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 刑事休職者(地公法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (2) 停職者(地公法第 29 条の規定により停職にされている職員をいう。)
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第 29 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 126.25 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 71.25」とする。
- 6 第 4 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。
- 7 職務の等級が 3 級以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して、次に掲げる区分に応じて当該区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 4 項の期末手当基礎額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

職	加算割合
職務の等級 6 級及び 7 級の職員	100 分の 15
職務の等級 5 級及び 4 級の職員	100 分の 10
職務の等級 3 級の職員	100 分の 5

(勤勉手当)

第 19 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」と

いう。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の給与支給日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 刑事休職者
- (2) 停職者

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第 7 項に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第 10 項に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じた額とする。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

5 前条第 7 項の規定は、前項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項」とあるのは、「次条第 4 項」と読み替えるものとする。

6 勤勉手当の支給割合は、期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

7 期間率は、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次に定める割合とする。

勤 務 期 間	割 合	勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100	2 箇月 15 日以上 3 箇月未滿	100 分の 40
5 箇月 15 日以上 6 箇月未滿	100 分の 95	2 箇月以上 2 箇月 15 日未滿	100 分の 30
5 箇月以上 5 箇月 15 日未滿	100 分の 90	1 箇月 15 日以上 2 箇月未滿	100 分の 20
4 箇月 15 日以上 5 箇月未滿	100 分の 80	1 箇月以上 1 箇月 15 日未滿	100 分の 15
4 箇月以上 4 箇月 15 日未滿	100 分の 70	15 日以上 1 箇月未滿	100 分の 10
3 箇月 15 日以上 4 箇月未滿	100 分の 60	15 日未滿	100 分の 5
3 箇月以上 3 箇月 15 日未滿	100 分の 50	0	0

8 前項に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を控除する。

- (1) 刑事休職者
- (2) 停職者
- (3) 病気休職（地公法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による場合の休職をいう。）にされていた期間。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病による休職の場合を除く
- (4) 第 20 条の規定により給与を減額された期間
- (5) 病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病による場合を

除く。)の期間から週休日及び休日を控除した期間。ただし、その控除後の期間が30日以下となる場合を除く。

9 前項に規定する基準日以前6箇月以前の期間のうち現実に勤務した日がない職員(年次休暇並びに公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病による病気休暇及び休職の場合を除く。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず零とする。

10 成績率は100分の212.5の範囲内で管理者の定めるところによる。

11 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(特定の職員についての適用除外)

第19条の2 第3条、第4条及び第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第9条に規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員には適用しない。

(給与額の減額及び勤務1時間当たりの給与額)

第20条 職員が、勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(休職者の給与)

第21条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地公法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、地公法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が地公法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が分限条例第2条に規定する水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合において休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、管理者の定めるところにより給与の全部又は一部を支給することができる。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、休職の期間が満3年に達するまで給与の全部又は一部を支給することができる。

5 職員が分限条例第2条に規定する水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったことにより休職にされた場合において、その原因である災害が公務上の災害又は公務通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

6 休職者には、他の条例に別段の定めがない限り、前各号に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第22条 地公法第25条第2項の規定により、管理者は、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 岡山県市町村総合事務組合の組合員の拠出金及び貸付金の償還金
- (2) 岡山県市町村職員共済組合の積立貯金の掛金、貸付金の償還金及び地方公務員賠償責任補償特約付傷害保険賠償責任補償特約付普通傷害保険の保険料
- (3) 全国町村等職員個人年金共済の掛金
- (4) 全国町村等職員任意生命保険及び全国町村等職員任意医療保険の保険料
- (5) 全国町村職員生活協同組合火災・自動車共済の掛金
- (6) 職員親睦会の会費
- (7) 職員駐車場の代金

(死亡した職員の給与の支給)

第23条 職員が死亡した場合における職員の給与は、次に掲げる順位により支給する。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入により生活を維持していた者
 - (3) 前2号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前2号に該当しない者
- 2 前項第2号又は第4号に掲げる者の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にして実父母を後にする。
- 3 給与の支給を受ける同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。
- (給与の特例)

第23条の2 臨時的に任用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に管理者が定める。

(その他)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成17年4月1日条例第15号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第2項、第3条、第4条第2項、同条第3項、第5条第2項及び同条第3項の規定により当該職員が受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の

端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 岡山県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第13号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第2条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第2条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、附則第4項及び第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成17年12月7日条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、岡山市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 15 号）第 18 条第 4 項から第 6 項まで及び第 21 条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。
 - (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して新たに休職にされた職員に対する改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 21 条第 2 項の規定の適用については同項中「満 1 年に達する」とあるのは「平成 20 年 3 月 31 日（その休職の期間が満 1 年に達していないときは、満 1 年に達する日）」と、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、同項中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 90」とする。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 4 切替日の前日において給与条例別表 1 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（岡山市町村総合事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 21 年岡山市町村総合事務組合条例第 7 号。以下この項において「平成 21 年改正条例」という。）の施行の日において平成 21 年改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料

月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 8 条第 1 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成 18 年岡山市町村総合事務組合条例第 5 号）附則第 5 項の規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第 5 項の規定による給料の額については、平成 24 年 4 月 1 日以後、同項による額からその半額（その額が 10,000 円を超える場合にあっては、10,000 円）を減じた額とし、平成 25 年 4 月 1 日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

附則別表第 1

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級

附則別表第 2

旧号給	旧 級	新 級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3 月未満	9	33	14	9	17	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3

	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42

15	6月以上 9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43
	9月以上 12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45
	3月以上 6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46
	6月以上 9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47
	9月以上 12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岡山市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 8 条の規定により管理職手当を支給される者のうち、この条例による改正後の同条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる者には、当該管理職手当（附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定による管理職手当）のほか、給与条例第 8 条第 2 項の規定による管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、この条例の施行の日の前日に給与条例第 8 条に規定する職にある者が同条の定めにより支給されていた管理職手当（岡山市町村総合事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 21 年岡山市町村総合事務組合条例第 7 号。以下この項において「平成 21 年改正条例」という。）の施行の日において平成 21 年改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該管理職手当に 100 分の 99.59 を乗じて得た額）をいう。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払いとみなす。

附 則（平成 21 年 5 月 26 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日条例第 7 号）

1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 18 条第 4 項から第 6 項まで並びに第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日において職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員（次号において「減額改定対象職員」という。）が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1 号給から 56 号給まで
2 級	1 号給から 24 号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則（平成 22 年 3 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日条例第 5 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）第 18 条第 1 項及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 21 条第 1 項及び第 2 項又は附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第 2 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成 18 年岡山市町村総合事務組合条例第 5 号）附則第 5 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管

理職手当，扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から64号給まで
3級	1号給から48号給まで
4級	1号給から32号給まで
5級	1号給から24号給まで
6級	1号給から16号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第2項の規定の適用については，同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成22年岡山市町村総合事務組合条例第5号）の施行の日」と，「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年12月1日条例第6号）

1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第3条の規定は，平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は，改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第18条第1項及び第4項から第6項まで若しくは第21条第1項及び第2項又は附則第2項の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年岡山市町村総合事務組合条例第5号）附則第5項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては，その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料，管理職手当，扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に，同月からこの条例の公布の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで

	5 級	1 号給から 36 号給まで
	6 級	1 号給から 28 号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

附 則 (平成 25 年 2 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 1 日条例第 8 号)

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

第 3 条 附則前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日条例第 3 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号級の調整)

第 2 条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要が認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第 3 条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮し

て前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

(その他)

第 4 条 附則第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成 28 年 3 月 1 日条例第 1 号)

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年岡山市町村総合事務組合条例第 3 号。以下この条において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(その他)

第 3 条 附則前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成 28 年 12 月 13 日条例第 9 号)

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（次条において「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合には、改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年岡山市町村総合事務組合条例第 3 号。以下この条において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族である子又は前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この項において「扶養親族である父母等」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、同条第 3 項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(その他)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成29年12月15日条例第3号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年岡山市町村総合事務組合条例第3号。以下この条において「平成27年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（その他）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成30年12月14日条例第5号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和元年10月23日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第22条第1項の改正規定及び第3条の規定は令和元年12月14日から、第1条中岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第3条第2項ただし書を加える改正規定並びに第11条第2項及び第9項の改正規定並びに附則に2項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第3条第2項並びに第11条第2項及び第9項並びに附則第18項及び第19項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例第18条第1項、第3項第2号及び第6項並びに第19条第1項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月12日条例第6号)

(施行期日等)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第2条** 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例(次条において「改正前の給与条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 第3条** 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第12条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第12条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で管理者が定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条の規定による改正後の給与条例第12条第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第12条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(その他)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和2年3月30日条例第2号)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第1項」の次に「から第4項まで」を加え、同項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項中「管理者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までの間において、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間は、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までの間において、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、管理者が定める。

第2条の2第1項中「前条第1項、第2項又は第5項」を「前条第1項から第4項まで又は第7項」に改める。

第3条第3項中「前条第1項、第2項又は第5項」を「第2条第1項から第4項まで又は第7項」に改める。

第4条第1項第2号及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第5条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等にあっては、

第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「勤務時間を」の次に「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を」を加える。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(臨時的に任用される者の勤務時間、休暇等)

第9条の2 臨時的に任用される職員の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

(岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正)

3 岡山市町村総合事務組合職員給与条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第15号)の一部を次のように改める。

第1条中「岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第10号。以下「勤務時間条例」という。)」第3条第2項に規定する」及び「(以下「正規の勤務時間」という。)」を削る。

第2条の2の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じ、管理者が別に定める号給に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第2条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第10号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第8条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職

員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に、「勤務時間条例第 2 条第 2 項」を「勤務時間条例第 2 条第 2 項から第 4 項まで」に改める。

第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改め、同条第 7 項第 3 号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第 18 条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

第 18 条第 7 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

第 19 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

第 19 条の 2（見出しを含む。）中「再任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「再任用職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（給与の特例）

第 23 条の 2 臨時的に任用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に管理者が定める。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 18 条第 4 項（同条第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 18 条第 6 項及び第 7 項（岡山市町村総合事務組合育児休業条例（令和 2 年岡山市町村総合事務組合条例 2 号）第 7 条第 1 項の規定により算定される期末手当の額を含む。）若しくは第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定にかかわ

らず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5 分の 15
- (2) 再任用職員 72.5 分の 10

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和 4 年 12 月 9 日条例第 9 号）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

第 3 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の規定は、公布の日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 2 条 管理者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（第 1 条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員の定年に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 2 条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧定年条例第 3 条の規定により退職した者
- (2) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用をいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。次項第5号及び第4項において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、管理者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（第1条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前4号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、組合市町村（岡山県市町村総合事務組合を構成している地方公共団体をいう。以下次項及び附則第5条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他

の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、組合市町村における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第6条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第

22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第 13 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 2 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第 6 条 管理者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の管理者が別に定める短時間勤務の職（以下この条において、「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める者）を、新定年条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第 8 条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が第 2 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第 2 条の 3 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例

第2条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第2条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額、第3条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項及び第14条第1項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第5項及び第19条第11項の規定を適用する。
- 5 岡山市町村総合事務組合職員給与条例第3条、第4条、第9条、第10条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第4条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例第3条の規定は、施行日において減給の期間中にある者及び施行日以後において減給を発令された者について適用する。

附 則（令和5年12月4日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める

附 則（令和6年12月18日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和7年3月28日条例第6号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条第3項第3号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に等級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、改正後給与条例第9条第2項

中「(5) 精神又は身体に重度の障害がある者」とあるのは「(5) 精神又は身体に重度の障害がある者
(6) 配偶者（届出をしていない）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、
「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第11条第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、管理者が別に定める割合を乗じて得た額とする。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第6条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められてる罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の給与条例第18条第3項第3号の規定については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

旧号俸	新 号 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21

38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		

87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

附 則（令和7年12月16日条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第13条の規定による通勤手当の額が改正前の同条の規定による通勤手当の額に達しないこととなる者の通勤手当については、公布の日の属する月まで適用しない。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項及び附則第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和8年3月30日条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

職員 の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

分	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2		196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4		199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5		200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7		203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8		205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9		206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10		208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11		210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12		211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13		213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14		214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15		216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16		218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17		219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18		221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19		222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20		224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21		225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22		227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23		228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24		230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25		232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26		233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27		235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28		236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29		237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30		238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31		239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32		240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33		242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34		242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35		243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36		244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37		245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38		246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900

39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			
112		313,300			
113		313,500			
114		313,700			
115		314,000			
116		314,400			

	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別表 2

職務の等級	職務の内容
1 級	定型的な業務を行う主事の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主任の職務 主査の職務
4 級	主幹の職務 課長補佐の職務 課長代理の職務
5 級	参事の職務 課長の職務
6 級	極めて困難な業務を所掌する課長の職務 次長の職務
7 級	事務局長の職務